

令和 2 年 第 8 回 定例会議

教育委員会会議録

令和2年10月26日

羽島郡二町教育委員会

令和2年第8回羽島郡二町教育委員会定例会会議録

○日 時 令和2年10月26日（月曜日）午前10時00分から午前11時48分まで

○場 所 岐南町役場 2階 会議室2-2

○会期の決定について

日程第1 前回会議録の承認について

日程第2 教育長の報告【資料1】 (別 冊)

○議 題

日程第3 議案第33号 令和元年度羽島郡二町教育委員会特別会計歳入歳出決算について

【資料2】 (別 冊)

議案第34号 羽島郡町立小・中学校事務共同実施協議会委員の委嘱について

(資料 3頁)

○協議題

日程第4 (1) 令和3年度新規事業提案について【資料3】 (資料 4頁)

(2) 令和2年度前期ボランティア表彰について (資料 5頁)

(3) 羽島郡健康ウォーク (11/21) 中止について (資料 6頁)

(4) 第62回羽島郡駅伝競走大会 (12/13) 中止について (資料 8頁)

(5) 第72回羽島郡PTAセッション2020について (資料 9頁)

【日 時】 11月22日 (日) 13時00分～16:00

【会 場】 岐南町中央公民館 講堂 他

(6) 教育委員県外視察の実施について

(7) 第49回羽島郡二町教育委員会表彰式の開催について (資料11頁)

【日 時】 11月 日 () 15時00分

【場 所】 岐南町中央公民館 学習室

(8) 次回 (第9回) 教育委員会定例会の開催について (資料11頁)

【日 時】 11月 日 () 13時30分

【場 所】 岐南町中央公民館 集会室1

(9) その他

○出席者

教育長	野原弘康
教育委員	杉江正博
教育委員	岩井弘榮
教育委員	久納万里子
教育委員	西 雅代

○説明のために出席した者

総務課長	林 武 幸
学校教育課長	古 田 隆 洋
社会教育課長	野 田 新 司

1 本日の書記

総務課長（管理監）	林 武 幸
-----------	-------

【午前10時00分 開会】

△会期の決定について

◎教育長 それでは、只今から令和2年第8回羽島郡二町教育委員会定例会を始めます。

 初めに会期の決定についてお諮りします。議事日程により、会期については本日1日とすることとしてよろしいでしょうか。

 【異議なし】

◎教育長 異議なしと認め、会期は1日限りに決定しました。

△日程第1 前回の会議録の承認について

◎教育長 次に日程第1 前回の会議録の承認について、総務課長から報告します。

◎総務課長 前回の会議録の承認について報告します。

 令和2年第7回羽島郡二町教育委員会定例会議は、令和2年9月29日（火）午前10時00分から岐南町役場 2階 会議室2-2で開催されました。

 議題として、議案第31号 令和2年度羽島郡二町教育委員会教育指針「方針と重点」（評価基準）についてを議題として、教育長より、8月27日開催の羽島郡二町教育委員会点検評価委員会での説明内容を含め、説明し、今年はコロナ関係で6月からしか、学校が再開されなかったため、例年の中間評価ができず、今年は12月に1回のみでの評価となることを報告しました。

 次に、議案第32号 令和3年度使用小・中学校用教科用図書_の岐阜地区採択についてを議題として、学校教育課長より、前回の定例会での採択案を岐阜地区採択協議会に報告し、7月31日付で岐阜地区採択協議会長より、採択が完了した旨の通知があったことを報告しました。

 次に協議題として、（1）羽島郡二町いじめ防止等のための基本的な指針の改定について、学校教育課長から、「平成26年に策定した羽島郡二町いじめ防止等のための基本的な指針の見直しを行い改定したい。」との説明を行い、改定した主要な部分について、その改定内容の説明を行いました。

 （2）羽島郡二町教育委員会被表彰者について、総務課長から、「羽島郡二町教育委員会表彰規則及び表彰規則取扱い要領に基づき、両町の小中学校及び教育関係機関に照会し、6名（1団体を含む。）の方の表彰候補者推薦がありま

した。」との説明を行い、その後、承認いただきました。

(3) 夏休み子ども教室について、社会教育課長から、「授業日が増えたことで、短い期間の中で、講座を開催したが、両町ともに、ほとんどの講座で定員に近い人数が集まりました。岐南町の1講座が3日間に分けて行い、人数の少ない日があり、来年度、1日で行うとか、改善が必要」との説明を行いました。

(4) 郡学校及びグループコーディネーター研修中止について、社会教育課長から、「例年、研修会を8月に行っており、当初は、実施予定でしたが、途中で県と相談して、リモートでの実施も検討しましたが、その後、参加者は高齢者が多いということで、中止を決断しました。」との説明を行いました。

(5) 次回(第8回)教育委員会定例会の開催について及び(6)令和2年度第1回羽島郡二町教育委員会運営協議会の開催について、総務課長から、「通常は、委員の都合を聞いて決定しますが、今回は、首長・議長が入った羽島郡二町教育委員会運営協議会があり、先に日程を押さえ、10月26日(月)午後に運営協議会を開催するので、午前に定例会議を行い、午後から運営協議会会議という形で後日、案内します。」との説明を行いました。

(7) その他として、岩井委員から「定例会の会議時間について」時間的に余裕のある会議時間の設定の要望があり、今後の会議に反映させていくと説明を行いました。

以上が、令和2年第7回教育委員会定例会議の報告です。

◎教育長 以上の報告について何か質疑等ございますか。

【前回の会議録については承認】

◎教育長 では、前回の会議録については承認されました。

△日程第2 教育長の報告

◎教育長 続いて日程第2 教育長の報告をいたします。別綴じの資料1に基づき、報告します。

児童生徒の様子ということで、前回示した観点で、9月の様子あるいは、4月から学校から報告のあったことで、初めに欠席状況については、昨年度が、年間30日以上欠席者の割合が、小学校では0.86%で116人に1人、今年の数で計算すると21人という数字になります。中学校では4.6%で22人に1人、今年の数でいうと54人という割合になります。4月までの30日以上欠席者が、現在小学校で3名、中学校21名ということで、これは、足し算になってきますから、21名と54名をできるだけ下回るように一つの努力目標が明確になってきました。それぞれの学校で、子どもの様子をきちっと掴んで、プラス方向に進む事例も何件かあります。6月再開後、学校に登校しなかった児童がいたが、家庭訪問等学校からの働きかけで、学校に来られるようになったという事例もありまして、努力はしていますが、後ほど新規事業で説明しますが、不登校未然防止、早期相談体制の構築というところで、できるだけ相談体制の充実を図っていきたいと思っています。イメージ的には、岐阜市のエールのような困った時に、ここに電話すれば、相談にのれるワンストップのような、そこからつながっていく最終的にはそんな体制ができればいいと思っています。

二点目の交通事故については、前回の報告のとおりです。詳しくは、後ほど説

明します。

三番目は問題行動の報告、そして、児童虐待事案はこのような結果となっています。いじめの認知も含めて学校訪問の中で、きめ細かく見て欲しいとお願いをしています。

交通事故防止ということで、危機感を持っていましたので、動きました。はじめに、交通事故現場と道路状況の把握ということで、資料を作成し、4頁にまとめたものです。17箇所の事故現場があって、その道路状況はどういう状況で事故が起きたかをまとめてもらいました。事故現場がどうか、道路状況がどうかを把握して、次に、笠松中学校をターゲットとして、笠松中学校の取組状況ということで、主幹教諭に来てもらい、中学校として、どのような取り組みをしているか、交通事故に対しての対応について意識を高く持ってもらわないと困るので、こちらに来てもらい、特にそこで話してもらったのは、中学生自身が生徒会でアンケートを取って、自分達の登下校の様子を見つめてみようという取り組みをしている。ここには、各小学校区別、徒歩・自転車通学別に調査をした時、呼びかけ前と呼びかけ後の比較のデータが載っています。学校ごとに受け止め方が違いますが、生徒会によるアンケートの呼びかけ前でいうと、自分達の姿が悪いと60%以上の生徒が思っています。呼びかけ後は、改善がみられた。自転車の点検を親子で行ってもらって、交通マナーを含めて親子で考える家庭もありました。

もう一つ笠松町に出掛け、こうした状況なので、町長にできることをやってもらえないかお願いをしました。建設部建設課に道路状況で、交通標識やカーブミラーが建てられないか、現場で事故が起きているので、実際に現場を見てもらい、対応を考えてもらっています。青パトで下校時の警らを行うとか、見守り隊は小学校中心ですが、是非声を掛けていただきたいとか、安心安全メールでの町民への啓発、高齢者ドライバー事故県下ワースト2ということもありますので、そうしたことも絡めて、お願いしてきました。各学校に3頁にある文章と4頁の資料を届けて、この機会に事故が無いように子ども達には指導していただいています。こうした動きを作りました。この動きがあったからかはわかりませんが、その後は事故もなく、定期的にやっていく必要があり、通学路を守れているかどうか、見直さなければいけない。

やっと学校訪問ができるようになり、8年前の時は、全体で話をする場があったが、ここ5年は職員全体の前で話をする機会が無かったということで、4名の学校教育課の職員が替わったということと、もう一つは、羽島郡の教育委員会の特徴として、学校と近いということが利点とっていて、年1回ですが、先生全員と教育委員会が顔を見合わせて、話をする機会が欲しいということで、今年は、年1回だけですが、学校職員の前で、話をする場をいただいた。

訪問して感じることは、学校独特の風土とか雰囲気があり、あいさつ一つを取り上げても、しつけであるとか、習慣づけであるとか、あるいは、自然に身に付いているようなあいさつもあるし、どれが良い悪いではないが、あいさつ一つにしても、感じ方に違いが出てくると思っています。

教室の空気も非常に伸び伸びしているところもあれば、伸び伸びさがかえって規律のなさというか、そうしたものにつながったり、あるいは、集団のルールは定着しているが、子どもに意欲の差があったりとか、あるいは、活気と緊張感の中に心地良い笑顔があるとか、一人ひとりさまざまです。

学校力という言葉が昔流行ったが、学校力を学校に入った瞬間に感じるものがあり、オーラであるとか、雰囲気であるとか、理屈ではないが、子ども達を大きく左右するものであるとみています。全体的に感じていることは、どの学校も落ち着きがあり、児童生徒の優しさを目で感じます。「どこのおじさんだ。」という冷たい目を前は感じたが、今はそうではなくて、非常に優しくみてくれていると思ったし、我々が通っている時に、後ろから来てちょっと通りたい時に、「ちょっとすいません。」と小学校の子が、そういう言葉をかけたり、驚きでした。

二つ目に個の特性に応じた指導として、特別支援学級だけでなく、通常学級の中にも、いろいろな特性を持った子供がいて、そうした子の理解に努めながら、画一的な指導ではなく、そうした理解の基に指導していこうという努力を不十分なところもあるが、努力が感じられた。

職員間の風通しのよさというか、同僚性を大切にして、それぞれの得意分野があるので、それぞれ学び合うような学校の風土があると感じた。反面、児童生徒の学びの主体性というか、ここに弱さがある。コロナの関係もあるだろうし、どうしても教えて、やらせてというか、それも大事だが、形は作るが、意味が浸透しない部分を感じるので、これは、ICTの活用も含めて、授業改善の余地は十分あると思っています。

仲間同士のつながりということで、先生と子ども達とには配慮があり、より良い関係づくりをしていこうと努力はみられるが、子ども同士のつながりには、運動会や修学旅行など形を変えて実施していますが、社会的な距離が心の距離となっていることも否めないと感じています。その中でも互いの良さを認める「よかったよカード」や「グットレポート」で子どもの良さを認め、そうしたところで自己肯定感を高めようとする学校が多くありました。

最後に非常に気になっているのが、学校によって、良い子を演じていないかということで、これについてネットや新聞で読んでいの中で、5・6頁に「よい子を振る舞うモンスター小学生」という記事があって、ここでは、先生の前ではいい子を装うが、陰では、他の子を否定していじめをしたりする子が増えているということです。羽島郡二町にいるかどうかは別ですが、自分がいい子でありたいと装う中に、学校スタンダードが書いてありますが、罰を与えられるのがイヤだとか、あるいは、叱られるのがイヤだという理由で、いい子ぶっている。他者の心の痛みだとか、物事への納得感というものを、理解せずに形だけ作っている子が多く出てきているということが書いてあり、この子は従順で学校のことをきちっとやって、素直でいいと思う意識の中に、こうしたことが芽生えてきている可能性があることをそうした視点も持っている必要があるかと思います。

学校訪問で感じたことは終わって、4点目タブレット端末については、いよ

いよ活用の時期にきていると思います。家庭の通信機能の必然性を満たさないと保護者にネットワーク接続をお願いしても、通信費だけかかって何もやっていないのではいけないので、できるだけ家庭に持ち帰って、学習機会の確保というのがスムーズにいくように準備をしています。

町によって、ネットワーク通信の環境が、岐南町では11月ならないと高速大容量の通信ができません。笠松町は6年生と中学3年生が11月に入る予定です。進め方は若干違いますが、入り次第、オフラインであっても、使い道はいろいろあるので、使っていけたらと思います。

保護者の借用申請書を取って、大事に使っていけるような意識も高めていこうと思っています。

最後、後ほどPTAセッションの話が出てきますが、50分程話をする時間をいただいたので、教育関係者の立場もあるし、子どもの父親でもあるし、夫でもあるし、一人の人間でもあるしそうしたことを含めて、話をさせていただきま。以上で報告を終わります。ご質問等ありましたらお願いします。

◎岩井委員 不登校の割合は、県平均と比べてどうか？

◎学校教育課長 昨年度の資料ですが、小学校で24人、中学校で57人というデータでした。比較すると、若干県の平均より、高くて、小学校で0.03ポイント、中学校で0.7ポイント高い傾向になっています。

◎久納委員 原因の中の不安というのは、コロナの感染とは関係ありますか？

◎学校教育課長 昨年度の4月から3月までなので、コロナだけではなく、友達の不安とか、勉強に対する不安とかが含まれています。

◎岩井委員 先日、いじめの全国調査の結果も出ていますが、羽島郡のレベルとしては、アンケートで出てきていると思いますが、どう理解すればいいですか？県の平均並みと理解していいのか、やはり、目立つとか、そこの辺りはどうですか？

◎学校教育課長 統計の認知件数ということで、学校から報告が上がってきた数で、令和元年度のデータで、二町の方が、いじめの認知件数は、小学校が51件、中学校が4件という報告がありました。

県は、小学校で7,559件、中学校で2,667件ということで、千人当たりの人数を出していますが、小学校で千人当たり20.0、県が小学校千人当たり52.6で数としては少ないです。中学校では、もっと少なくなり、二町では、千人当たり3.4、県が千人当たり35.7となっています。

これは、新聞でもなぜこんなに差があるか、都道府県でも差がありまして、どこまでをいじめとして捉えて報告しているのか、要するに認知件数の捉え方に差があります。私たちは、少ないからいいとか、多いから駄目だということではなくて、見逃しを無くそうと、小さなことでもいじめと捉えて、きちっとした指導をしましょうと、少ないということは逆に見逃していないかという懸念をしており、学校訪問の際には、去年、中学校では4件しか出ていないが、本当に4件なのか。

いじめの認知の法律の規定でいうと相手が嫌だと思ったら、いじめですよと、

人から嫌なこと言われたことあるでしょうと聞いたら、多くの子が手を挙げます。それをちゃんと捉えて、対応しましょうということを言っているところです。

◎杉江委員 いじめの件数の割合が少なく、逆に不登校が県の割合より高いというのは、違和感を持つが、そこに何かあると勘ぐってしまう。見逃さないということを引きちと徹底してやっていただきたい。

◎教育長 よろしかったでしょうか。続いて会議の方に移らせていただきます。

(議題)

△日程第3 議案第33号 令和元年度羽島郡二町教育委員会特別会計歳入歳出決算について

◎教育長 それでは、議題に入ります。議案第33号 令和元年度羽島郡二町教育委員会特別会計歳入歳出決算についてお願いします。

◎総務課長 それでは、議案第33号 令和元年度羽島郡二町教育委員会特別会計歳入歳出決算について、決算書と資料2の決算認定資料をもとに説明します。

まず、歳入について説明します。

決算書の1頁の予算現額と2頁の収入済額の最下段の欄をご覧ください。歳入合計の予算現額 173,594,000円に対して、調定額、収入済額とも158,376,189円です。一番右の欄の予算現額と収入済額との比較は、マイナス15,217,811円となりました。

次に、歳出について説明します。

3頁の歳出合計の予算現額と4頁の支出済額の最下段の欄をご覧ください。予算現額 173,594,000円に対して、支出済額は、157,376,189円です。一番右の欄の予算現額と支出済額との比較は、16,217,811円となりました。

続いて、5頁をご覧ください。

収入済額と支出済額を差し引きした残額は、1,000,000 円丁度で、翌年度への繰越金とさせていただきます。

《詳細説明については省略》

◎教育長 何かございましたらお願いします。

◎岩井委員 部活動社会人指導者の残額が目立つが、人が集まっていないということがあるのか、あるいは、コロナで部活動が無かったのか、両方の結果ですか？

◎社会教育課長 部活動指導員というのが、各校1名ずつで、時間給で謝礼を払っているが、練習日数とか時間が、特に岐南中の剣道の先生が、都合が取れなかったということが1点です。2点目は、社会人指導者が運動部の数だけ予算を計上していたが、指導者がいないということもありますし、指導者を紹介しても、顧問の方でやっていけるのでと断りのあった部活もありました。令和5年度になったら、先生が一切部活に就けなくなります土日に、来年度・再来年度に予算を多めにとって、できるだけ人の確保をしておかないと、令和5年度各部活が1名では回っていかなくなるので、2名立てていきたいと思います。そうしないと土日の練習や試合の引率が難しいので、そうしたことも考慮しながら、来年度この予算を増やしていきたい。人探しも大変なので、今、担当の方で報情を得て、リストのようなものを作って、それを校長先生に紹介できる形にしていこうと思っています。

◎久納委員 資料2の5頁の教育委員会費の事業内容の方で、教育委員会会議10回と羽島郡二町教育委員会運営協議会2回とありますが、年に1回総合教育会議がありますが、それは、こちらからの予算が出ているというわけでは無いのですか？

◎総務課長 基本的に総合教育会議については、町長部局が所管で、幹事町の総務部総務課が担当ですので、経費的な部分は含まれていません。

◎岩井委員 今日説明を受けた数字は承認受けたものですか？

◎総務課長 決算認定は幹事町で既に承認を受けています。笠松町にも報告しています。

◎教育長 よろしかったでしょうか。

《承認》

◎教育長 続いて、議案第34号 羽島郡町立小・中学校事務共同実施協議会委員の委嘱についてお願いします。

◎総務課長 それでは、議案第34号 羽島郡町立小・中学校事務共同実施協議会委員の委嘱について説明します。

任命については、羽島郡町立小・中学校事務共同実施要綱第3条第4項に、教育委員会は、支援室に支援室長を置き、支援室員の中から任命するとあり、また、同要綱第6条第4項に、教育委員会は、必要があると認めるときは、学校職員その他の関係者を協議会に出席させることができるとあります。

今回は、すべての方が新任の方でございまして、委員の任期は、令和3年3月31日までの1年間となります。第1回会議は、11月4日に開催が予定されておりますので報告します。

◎教育長 よろしかったでしょうか。

《承認》

続きまして、協議題に入ります。

(協議題)

△日程第4 (1) 令和3年度新規事業提案について

◎教育長 続いて、日程第4 (1) 令和3年度新規事業提案についてお願いします。

◎学校教育課長 来年度の新規事業として、一つ目、両町いじめ問題対策連絡協議会設置事業ということで挙げました。前回の定例会で、いじめ防止の基本方針の改定の際に少し触れた内容です。いじめ防止の基本方針の改定の中で、いじめの重大事態への速やかな調査実施に備えるための組織として、いじめ問題対策委員会といじめ防止等の対策の充実を図るための組織である問題対策連絡協議会の設置についての提案です。

補足説明しますと、まず、連絡協議会は、いじめ対策防止推進法の第14条第1項に基づくものです。ここには、連絡協議会を置くことができるとされているもので、今まで必ず置かなければならないものでなかったもので、置いてありませんでした。今回こうした形で、基本方針を改定しますので、きちっと位置付けたいと考えています。連絡協議会の構成員ですが、現在考えているのは、学校・二町教育委員会・県教育委員会・二町の福祉部局の担当・羽島警察署・民生委員・各町の青少年育成会議の方々を考えています。

もう一つの重大事態に備えるということで、考えていますいじめ問題対策委員会のほうは、法律第14条第3項に置くことができるということで、明記されています。この法の趣旨は、教育委員会にいじめ問題の適切な対応の確保のために、専門家との連携が不可欠であることから、外部専門家が参画する委員会組織を設置するとなっています。重大事態が発生した際に、直ちに調査ができるように、この組織の利用を考えています。

この組織の構成員としては、弁護士・精神科医・臨床心理士・社会福祉士を想定していますので、こうした方へ報酬として支払う予算を計上したものです。

これらの会議の定例会については、年2回を予定しています。ただし、万が一、重大事態が発生した場合は、その都度、別途依頼することになると考えています。

◎教育長 いじめ問題対策連絡協議会設置事業に関わることでご質問がありましたら、お願いします。

◎岩井委員 それぞれ両町に設置するのですか？

◎学校教育課長 設置に当たっては、いじめ対策推進法によりますと、1つ目の連絡協議会については、条例設置を必要としません。ただ、重大事態に備える対策委員会は、条例に基づく設置ということで、法的になっていますので、条例設置となりますと両町に条例を作ってもらふことになります。両町それぞれにあることには不具合がありまして、教育委員会として、対策委員会と連絡協議会の設置を考えています。

◎岩井委員 委員会の附属機関として、一つ作ろうとしているのですか？後は各町にもあるという感じですか？

◎学校教育課長 いいえ、これは、両町にあるのではなくて、教育委員会として持ちたいと考えています。

◎岩井委員 教育委員会で一つだけですね。

◎学校教育課長 ただし、条例については、それぞれに作ってもらふことになります。

◎岩井委員 委員会としては、一つですね。教育委員会の附属機関になるのですね。

◎久納委員 一つの中に岐南町の構成員と笠松町の構成員が混在するということになるのですか？

◎学校教育課長 今想定しているのは、連絡協議会は、いじめについて双方の共通理解を図るもので、両町の福祉部の担当や民生の方を想定しています。重大事態に備える専門委員会は、それぞれに弁護士と弁護士とか、医師と医師というわけにはいかないもので、今後検討しなければいけないと思っています。

◎久納委員 連絡協議会は、いじめに対する共通理解を図るもので、対策委員会は、専門家の委員会ですね。先月いただいた、いじめの二つの会議のことが書いてあったので、どう違うのかと思いました。

◎岩井委員 どういう役割があるか、当然、重大事案があると第三者委員会の設置が出てきます。それと今回の委員会とは、どういう位置付けになってくるのか、関係があるのか、どう捉えればいいのか。

◎学校教育課長 いじめ防止推進法では、重大事態が発生した場合、調査する主体として、学校

または、教育委員会となっています。学校の調査で事足りればいいが、自殺のような事案では、学校では無理でしょうとなった場合には、教育委員会に置かれている対策委員会を使って、調査することができるようになっていきます。

そこで調査して、報告を町長に挙げます。その際に、法律的には、必要があれば、再調査ができるとなっています。それは、町長の判断です。どういう場合が想定されるかという、被害に遭われた方が、この報告は納得ができないと言った場合に、もう一度調査しましょうかとなった場合、町長が判断することになっています。そうした二段構えでの重大事態の調査となっています。

今、考えているのは、教育委員会における対策委員会で、まず調査が行えるように、それも速やかにできるように、委員会を使ってできるように考えています。

◎岩井委員　　ここは、あくまで教育委員会でやることで、納得がいかないということになったら、別途、第三者委員会を作らざるを得ないということで、理解すればいいですか？

◎学校教育課長　　そうです。

◎教育長　　再調査に関しては、教育委員会の手を離れます。

◎杉江委員　　対策委員会は、年2回開かれる？重大事案が無い時も開くことになるのですか？何をそこでやられることになるのか？

◎学校教育課長　　これは、重大事態の調査を兼ねることができるという委員会であって、本来の目的は、教育委員会がいじめに対して、適切な対応をしているかどうかを見ていただき、基本方針の改定がされるような場合に、こうした視点で改定するが、いかがですかと専門家の意見を伺う。現在の認知件数はこうすと現状を見ていただいた時に、この認知件数は低すぎないかだとか、これではだめですよと専門家の立場から言っていただく。もっと大きいのは、重大事態があった場合、こういう対処をしたが、重大事態とまではいかなかったが、どうかを専門家の意見をいただくための定例会を考えています。

◎岩井委員　　委員会は、諮問機関であり、調査機関でもある性格を持っているのですね。それをクリアーにしていけないと、幾つも委員会があっても、どういう役割分担なのか、いまいちわからないところがある。

◎教育長　　単純に考えれば、現状の情報交流、重大事案が発生した場合には、そこで、第三者調査委員会と調査委員会の報告によって、納得がいかない場合の再調査委員会の三つの捉え方です。

◎岩井委員　　連絡協議会は、あくまで、いじめ問題をより広い視点から情報交換する場ですか？

◎学校教育課長　　一番伝えたいところが、学校だけではいじめは解決できないので、広く関係部局にも、知っていただくことが、一番大きな理由で、学校の取組に対して、自分達は何ができるかも考えていただきたいことが一つあります。

特に地域の社会教育に関わる方々、民生委員の方々については、学校がやっていることを十分知っていただけると、何かあった時にどこに相談すればいいか、動きもできるかと思っています。学校や家庭だけでは解決できない問題ですので、

広く知っていただくことが大きいです。

◎久納委員 連絡協議会のほうは、学校のことを町にも伝え、町レベルで受け皿を作る感じで、対策委員会のほうは、過去の事案に対して、調査するような感じですか？二つの会議の違いが分かりにくい。

◎学校教育課長 法第14条第1項は、いわゆる連絡協議会を置くことができるという説明があつて、第3項に教育委員会のいじめ問題の適切な対応の確保のために専門家との連携が不可欠なことから、専門家が参画する組織を置くことができるというような、専門的な知見から、教育委員会への指導助言や今後の取組についてを対策委員会で行います。

◎久納委員 一緒にすることは、やっぱり性格が違うということですか？

◎学校教育課長 一緒にしてしまうと調査委員会を兼ねるという目的からすると、こちらは専門家の集団であつて、もう片方は、専門家ではなく、広くみなさんに知ってもらふということに分けたものです。

本来ですと、事が起きた時に専門家に集まってもらつて、調査を始めればいいが、人選からですし、条例が無ければ、動かなくなるので、そうならないためにも事が起こったら、すぐに動けるということで、委員会と兼ねてもいいという立て付けになっています。

◎岩井委員 二つの会議体がどう機能を組めるのか、すっきりとはわからない。精神論としてはよくわかるが、連絡協議会では、学校のみで解決できるものではなく、幅広いところから、手を合わせてやらないといけないので、明確な場が必要だということとはよくわかるが、それで委員会になると個別事例だけをやるという話ではないので、その辺りです。個別事案はわかるが、どこかで組織が変わるのが、委員会だろうと思うが、メンバーを人選することによって、あらためなくても、即座に設けることができる。

◎杉江委員 連絡協議会のメンバーは、だいぶ違いますね。

◎学校教育課長 今イメージしているのは、連絡協議会は、教育委員会・学校代表・県教育委員会生徒指導担当・二町福祉部局・警察関係・民生委員・青少年町民会議の方をイメージしているのが、連絡協議会です。

対策委員会のほうは、弁護士・精神科医・臨床心理士・社会福祉士をイメージしています。

◎岩井委員 もっと簡単に言うなら、連絡協議会は、帽子を脱いで考えたらいい。いじめが起きないようにどうすればいいかを考える場で、事前に起きないように英知をいろいろな部署集まって考えていきたいと思いますというのが、連絡協議会で、委員会は、万が一に備えて、具体的な案件に対して、どうしていくかを考える最前線として考えれば、大体わかる。

◎杉江委員 これに何かあつて、もう一度調査しなさいとなったら、第三者として、どなたが参画することになるのか？

◎学校教育課長 町長部局で改めて組織してもらふことになります。

◎杉江委員 その時の人選は、どなたが出てくるのか？重複することもあるのではないかな。

- ◎学校教育課長 過去の事案によると全く違う方を選ぶということで、それには被害者の意見も取り入れたりしているところもあります。昨年度の岐阜市の事案でいうと、条例設置だった教育委員会が、直ぐに第三者委員会が立ち上がって、調査を開始しました。人数も限られていたので、足りないとして、途中で別の弁護士が加わりました。
- ◎教育長 岐阜市については、第三者委員会の再調査は出ていません。
- ◎岩井委員 直ぐに動ける体制としては、委員会が必要だと思う。予防をメインとして英知を集めて、関係者が集まって起きないように議論してもらう場として。
- ◎久納委員 狭い範囲でみるのではなく、幅広い視点でみないと、委員もかぶらないし、いろいろな人の英知を結集して。
- ◎教育長 いろいろなご意見ありがとうございました。もう一点の新規事業についてお願いします。
- ◎学校教育課長 これは、不登校児童生徒未然防止事業の提案です。羽島郡二町小・中学校の不登校児童生徒数の割合は、令和元年度調査において小学校で0.86%（116人に1人）、中学校で4.6%（22人に1人）となっており生徒指導上の喫緊の課題となっています。現在、不登校児童生徒への支援は、学校及び羽島郡教育支援センター（スマイル笠松、スマイル岐南）を中心に行っています。課題解決のためには未然防止や初期対応の取組が重要と考えていて、初期の段階から児童生徒及び保護者からの相談を受けたり、福祉や保健等の関係機関とをつないだりするコーディネーターとしての役割を果たすべく、不登校相談専門員1名の配置を提案するものです。
- 具体的な業務としては、1つ目に児童生徒及び保護者から相談を受ける業務2つ目が、両町にある羽島郡教育支援センターを巡回訪問し、直接児童生徒及び保護者の相談に乗る業務、3つ目が、羽島郡教育支援センターの相談室指導員、相談室指導アシスタント、フレンドリーカウンセラーへの指導・助言する業務を考えています。これに伴う実施効果として挙げたのが3点、1つ目、不登校児童生徒の未然防止を図り、不登校児童生徒数の減少につなげることができる。2つ目、教育支援センターが不登校児童生徒への支援の中核となることが期待される。3つ目、関係機関との連携体制を強化することができる。今回1名の方の person 費を来年度はスタート期間ということで、120日を計上して、令和4年度から、本格始動ということで、240日を想定して計上しています。
- ◎岩井委員 この専門員の方が、ワンストップの役割を果たすことになるのか？
- ◎教育長 来年それができるかは、わかりませんが、いろんな悩みや不安を抱えた保護者の方が、どこに相談していいか、ここに架ければ、必ず繋がるとそれぞれの悩みの件について、専門的に繋いでいけるような、最終的には担っていただけるような、システムを作っていけたらいいと思います。来年は差し当たり3つの業務を担ってもらいます。
- ◎久納委員 笠松町で来年着工する、新こども館を不登校の子の受け入れ場所に是非したいという意見が公募委員からすごく出ていて、こども館は、ハード面は、来年着工と出ただけで、この事業は来年度中には至らないかもしれないが、ソフト面の

人員については、どういう形になるかわからないが、こども館を作るのにも、不登校の子が、学校に近いと近づきたくないで、近くないところにこども館を作りたいという意見が出たり、一人で勉強できる部屋や相談できる部屋を作って欲しいとして個室を作って欲しいとなっているので、ワンストップの核となるのがこちらなら、こども館も体制を整えてハードが作られつつあるので、頭に入れていただいて、計画を考えていただけるといいと思います。

◎岩井委員 教育委員会からは、委員に入っていないですか？

◎久納委員 こども館の運営は、今は、地域振興公社なので、民間委託したらどうかという意見が出ていて、町は返事をしていない。

◎岩井委員 この問題と絡んでくると思う。

◎久納委員 窓口がいくつもできると、混乱するかもしれない。窓口が多いという点ではいいが、混乱を招く可能性がある。スマイルやことばの教室も入れたいと思っているのではないか。

◎教育長 いろんな考え方があるので、セーフティーネットを広げる面で、役割や特色を出していけるかも含めて、岐阜市のエールも福祉部門です。

◎岩井委員 エールのミニ版を笠松も作りたいという要望がある。

◎教育長 困っている方があれば、できれば、迷わずに即という思いがあるので。

◎岩井委員 この人の役割というのは、保護者子どもが主体なのか、指導員の指導者が主体なのか、どんな感じですか？

◎教育長 まずは、保護者子どもの相談をきちっと聞いてという部分もありますし、かなり経験を積んでいるので、子ども一人ひとり違いがあるので、その子に応じた支援の在り方をご助言いただくというか、見立てを含めて、どちらが主体ということは、難しい部分です。

◎杉江委員 関わっている人のアドバイスを主体にされるのか、実際の子どもや親のアドバイスを主体にされるのか？

◎学校教育課長 保護者と子どもの相談業務とスマイルに関わる指導員の方への助言指導も行うことを想定しています。

◎杉江委員 半々くらいで考えておられるのか？実際にいろいろな子どもが出てきたときには、子どもが優先されるのは当然だが、2年目からは240日間出てみえるので、仕事の内容はどうなるのか、気になったのでお尋ねした。

◎教育長 どちらに重きを置くというより、状況を見てみないとわかりません。

◎岩井委員 具体的に書いてあるが、候補者はありますか？

◎教育長 候補者はあります。勤務場所とか、整理していかなくてはなりません。専用電話であるとか、再来年にはそこから繋いでいけるようにしていきたい。

◎杉江委員 前に岐阜市のカードとかありました、エールのですが・・・。

◎教育長 今も配っています。総合相談で電話することもあります。電話された方が、岐南町・笠松町の場合は、そこから連絡をいただきます。まずはそちらの方で相談して、そこで助言をいただいて、その場で終わる場合もあるし、3割くらい聞いてもらってありがたいで終わる場合もあります。敢えてどこからかけてきたかは、聞かないのが原則で、内容の相談にのるというもので、そうしたホットカードの利用です。

続いて、(2) 令和2年度前期ボランティア表彰についてをお願いします。

◎社会教育課長 昨年の前期は480名ほどでしたが、コロナ禍ではありましたが、510名で少し増えています。学校によって随分差がありまして、笠松小学校は、独自のカードから手帳への転換期にあり、カードの中には、ボランティアの項目が10個、ボランティア手帳には、項目が50個あります。

カード5枚更新している子が手帳に匹敵することは話していますが、5枚更新している子がいないということで、手帳に全て変えていきたいと話されていました。

岐南中学校のほうは、町行事が激減したことと、生徒会で基準を厳しめにしたことで、前期は0名です。

東小学校はすごく多いが、学校に行くと高学年の子の目つきが、柔和になってきて、落ち着いていると感じた。6年生が73人も表彰されていて、高学年の頑張りが、何らかの関係があるのかと思います。

後期はコロナがどうなるかによりけりですが、今回少なかった学校も頑張ってくれないかと期待を持っています。

◎教育長 先ほど目が優しいとお伝えした学校のひとつが東小学校です。穏やかで温かみを感じました。続いて、(3)羽島郡健康ウォークについてお願いします。

◎社会教育課長 結論から申し上げますと中止となりましたが、ここに至るまでに、スポーツの担当者と相談しながら、どうしたらやれるかを考えてきました。今までですと、羽島郡外の誰でも参加できますということだったので、今回は、やるとすれば、郡内在住者だけにしようと、セレモニーも簡単にして、やるつもりで準備してきましたが、郡スポーツ推進委員から、こういう状況で、参加者の健康も心配だが、自分達役員の健康もあるということで、残念ながら今年度については、中止となりました。

来年度は、縮小版でやっていくのか、ワクチンが完成し、落ち着けば、従来のようなものになればと二通りのものを年度末には準備して、来年度考えようと思います。

(4) 第62回羽島郡駅伝競走大会です。こちらはどうしたらできるかということで、中学生だけで、しかも郡内で笠松中と岐南中のチームだけを参加させようということ考えてきました。それに伴って、健康チェックであるとか、沿道での応援自粛だとか、いろんな対策を考えていきながら、進めていきましたが、こちらも体育協会の方から選手、役員の健康面のこと、羽島郡駅伝大会は、郡内だけでなく幅広く来てもらうのが、これまでの郡駅伝であったので、それだったら、やらない方がいいというような、意見をいただき、今年度は中止とさせていただきます。

(5) 第72回PTAセッション2020について、こちらは、PTAの担当の方で動いていて、行っていききたいと思います。

ただし、例年は200人くらい集めて行っていました。今年度は、約100人に人数を抑えて、やっていこうと思っています。

まず、オープニングで岐南中学校の吹奏楽部の子に屋外の駐車場で演奏してもらいます。雨が降ればできなくなりますが、屋外での発表です。PTAの提案発表の方が、東小学校と松枝小学校の2校です。教育長さんの講話会をお願いするよう考えています。

- ◎教育長 (3)～(5)に関してはよろしいでしょうか。
次に(6)教育委員県外研修について、お願いします。
- ◎総務課長 例年11月に、昨年度は2月でしたが、県外の教育委員会並びに現場の学校の訪問を例年行っています。今年度の取り扱いについて、教育委員の意見を伺い、決定をしていきたいということで、その上で、計画も県内の近いところも想定されますが、県教育委員会連合会の11月の研修もコロナ禍の状況から、中止となりました。
事務方として実施するとも言えない状況ですので、どのように判断すべきかを委員の意見を伺って今後の進め方について、決定したいと思います。
- ◎岩井委員 難しいのではないかと。子ども達の修学旅行までもああいう形でやっている中で、研修とはいえ、いかななものかということでしょう。今年度は見送りということではないか。
- ◎教育長 それでは、今年度は中止という方向でよろしいでしょうか。
続いて、(7)第49回羽島郡二町教育委員会表彰式の開催について
- ◎総務課長 (7)第49回羽島郡二町教育委員会表彰式の開催についてと(8)次回(第9回)教育委員会定例会の開催については、関連がありますので、一括で説明します。
次回(第9回)教育委員会定例会並びに羽島郡二町教育委員会表彰式は、例年11月に実施しています。午後一番で定例会、午後3時から表彰式に移りたいというスケジュールで検討しています。日程のほうが、町長あいさつの関係があり、公式スケジュールについては、11月26日午後であれば都合がつくようですので、打診してあります。
では、11月26日(木)13時30分から定例会、15時から表彰式でご案内します。
- ◎教育長 その他何かありましたら、お願いします。
- ◎久納委員 例年秋に各学校で公表会の案内をいただいて、授業をみさせていただいているが、今年はどうなんですか？
- ◎久納委員 笠小は、11月6日にあるのですか？年度初めに東小は11月20日公表会の予定をいただいたが、どうなんですか？
- ◎学校教育課長 今年、二町に限らず、全ての公表会については、自粛と学校関係者については、言われていました。笠松については、小・中学校が公表会の予定をしており、本来であれば、各学校から、県教委もあつたのですが、自粛で無くなって、教育委員については、改めて案内します。
東小については、20日に予定しており、町内の教員の多くが集まると予定していましたが、できるだけ少なくしてということがありました。教育委員には案内を出します。
笠松小が6日、笠中が11日です。
- ◎久納委員 岐南中の合唱ステーションも無くなりましたか？
- ◎学校教育課長 中止です。
- ◎教育長 よろしいですか？
これを持ちまして、令和2年(第8回)教育委員定例会を閉会いたします。

【午前11時48分 閉会】